

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 120 号 文化振興課	松江市美保関観光ビュッフェ設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市美保関観光ビュッフェの利用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、使用料を改定するもの。

備 考			
改正内容			
(1) 松江市美保関観光ビュッフェの使用料を次のとおり増額するもの。			
使用料区分	単位	改正後	改正前
募金その他これに類する行為をすること	1 日 1 人につき	270 円	208 円
宣伝、興業、集会その他これらに類する行為をすること	1 日につき	1, 900 円	1, 466 円
展示会その他これに類する行為をすること			
(2) その他文言整理を行うもの。			
施行期日			
令和 7 年 4 月 1 日			